公益社団法人宇多津町シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益社団法人宇多津町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第２８条第３項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）報酬等とは、公益認定法第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（３）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　役員の報酬は無報酬とする。

２　役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

（費　用）

第４条　センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

２　費用の額は、旅費規程の適用を受ける職員の例により予算の範囲内において支給する。

（公　表）

第５条　センターは、この規程をもって、公益認定法第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改　廃）

第６条　この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補　足）

第７条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。